

# 営業調査・算定要領

## I 営業調査

区 分	事 項	内 容
基本調査事項		基本的調査事項として、次の事項を調査し、又は資料収集を行うものとする。
(法人の場合)	イ) 営業所の所在地等 ロ) 事業概況説明書 ハ) 確定申告書(控) ニ) 損益計算書 ホ) 貸借対照表 ヘ) 固定資産台帳 ト) 総勘定元帳等	営業所の所在地、社名、代表者名、業種及び開設年月日 確定申告書とともに税務署へ提出する事業概況説明書を収集する。 原則として、税務署の受付印のあるものを過去3か年分収集する。 過去3か年分を調査集する。 過去3か年分を調査集する。 直近1か年分を調査収集する。ただし、特に必要と認めた場合は、過去3か年分を調査収集する。 直近1か年分を調査収集する。ただし、特に必要と認めた場合は、過去3か年分を調査収集する。
(個人の場合)	イ) 営業概況書 ロ) 確定申告書(控) ハ) 総勘定元帳等	店舗又は営業所の名称、所在地、経営者名、営業の内容、生産及び販売実績、生産及び販売計画、受注又は顧客の動向、従業員の雇用状況等を調査し、営業概況書を作成する。 原則として、税務署の受付印のあるものを過去3か年分収集する。 直近1か年分を調査収集する。ただし、特に必要と認めた場合は、過去3か年分を調査収集する。 なお、総勘定元帳以下の帳簿は次のものとする。 ① 正規の簿記の場合 売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳、預金出納帳及び固定資産台帳 ② 簡易簿記の場合 現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳及び固定資産台帳
業種別調査事項	① 小売・サービス業の場合 イ) 雑貨店、菓子店等店頭で販売する小売店 ロ) 飲食店、ドライブイン、バー、キャバレー等一般飲食業 ハ) 待合、料亭等高級接客業 ニ) 旅館、ホテル等	下記の内容は基本的調査事項であり、その他必要事項を調査する。 1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、仕入先について調査する。 酒店、煙草店等法律規制に注意する。 1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、営業場所の広さ(部屋数)、椅子の数、定価(料金)、仕入先及び営業時間について調査する。 開業に必要な許認可、同業者の自主規制等の有無について調査する。 1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、営業場所の広さ(部屋数)、得意先、客層1日平均の部屋の使用程度、従業員の雇用形態について調査する。 1日の平均客数、営業場所の広さ(部屋数)、料金、賄量、観光バ

区 分	事 項	内 容
	ホ) 簡易旅館、下宿業等	ス・観光会社との関係、営業の閑期・繁期、従業員の雇用形態について調査する。 営業場所の広さ（部屋数）、料金、賄量、現在宿泊（下宿）人数を調査する。
	へ) 病院、医院等	1日の平均外来患者数、入院患者数、営業場所の広さ（部屋数）、ベッド数、社会保険による診療と普通診療の患者の率を調査する。
	ト) 美容院、理髪店	1日の平均客数、得意先、椅子の数、定価（料金）、従業員の数、固定客の率、美容・理容具及び化粧品等の販売を行っている場合その内容等を調査する。
	チ) パチンコ、麻雀等遊戯場	1日の平均客数、客1人当たり平均消費高、椅子の数、遊戯器具の台数、パチンコ店については景品による利益も調査する。飲み物等自動販売機についても調査する。
	リ) 浴場業、映画館	1日の平均客数、営業場所の広さ、定価（料金）、客の大人、小人等の数の比率、飲み物等自動販売機について調査する。
	ヌ) 石油製品小売業（ガソリンスタンド）	1日の平均客数、客1人当たり平均消費高、定価（料金）、チケット利用者数、部品、カーアクセサリ等の販売、洗車、法定点検、整備施設等について調査する。
	ル) 自動車整備業	1日の平均客数、営業場所の広さ、得意先、定価（料金）、特約店との契約内容、従業員の数等について調査する。
	ヲ) 倉庫業	営業場所の広さ、得意先、定価（料金）、扱い荷の入出庫伝票について調査する。扱い荷の平均回転率についても調べる。
	ヅ) 弁護士、税理士等	得意先、定価（料金）、フリー客の1か月平均の数とその報酬、事務所と住居との関係等を調査する。
	② 卸売業の場合	取引先（得意先）、扱い品の1か月平均出庫量、仕入価格、仕入調査、在庫量、販売先、従業員の数等について調査する。
	③ 製造業の場合	機械設備等の数量・種類・配置規模、生産品の種類・数量・原価、1日平均の生産量、原材料の仕入先・仕入量、原材料、加工・製品、荷造・搬出等の生産工程、部門別従業員内訳、従業員及び機械配置行動軌跡の調査 公害対策施設に関する調査 当該工場の公害発生源の有無及び現存する公害対策に係る施設及び公害対策基本法等公害関係法規との関係で移転することによる公害対策施設費の増分等について調査する。 J I S マーク表示許可、失効に伴う損失等に関する調査 当該工場で製造される商品に工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格表示制度による J I S マーク表示許可の有無、工場の移転に伴う J I S マーク喪失の期間（移転後の工場で何か月稼動すれば申請できるか、又申請から許可までに要する月数は何か月か。及び J I S マークを喪失することによる商品の値下がり等について調査



区 分	事 項	内 容
① 営業廃止補償	<p>④ 商品、仕掛品等の減損調査</p> <p>⑤ 移転広告費等の調査</p> <p>⑥ 仮営業所を設置する場合の調査</p> <p>営業廃止に係る調査事項</p>	<p>従業員調査表には次に該当する者を明らかにする。</p> <p>1) 同一経営者に属する営業所が他にありそこに従事できる者。</p> <p>2) 営業所の休止に関係なく（外交、注文等）に従事できる者。</p> <p>3) 一時限りで臨時（パートタイマー、アルバイト等）に雇用されている者。</p> <p>移転及び休業における商品、仕掛品の減損の有無及びその内容について調査する。</p> <p>商圏の世帯数及び過去の売出し等に際し配布したチラシ等の枚数等を調査する。</p> <p>取引先名簿等、得意先名簿等により移転通知先数を調査する。</p> <p>事業所が移転することによってスクラップ化する事務用品等についても調査する。</p> <p>開店祝のやり方、閉開店広告等について地域の慣行を調査する。</p> <p>仮営業であるための収益減、仮営業所の位置の変更による得意先喪失を調査する。</p> <p>借上げる場合の調査事項として、仮営業期間中の賃借料等を調査する。</p> <p>建設する場合の調査事項として、地代相当額、建設費等を調査する。</p> <p>近傍同種の営業の権利等の取引事例がある場合には、その取引に関する資料、当該営業権が他から有償で譲受けた場合、又は合併により取得した場合には、その取得に関する資料を調査する。</p> <p>売却損の対象となる営業用固定資産（建物、機械装置、車輛運搬具等）及び流動資産（商品、仕掛品、原材料等）に関する資料を調査する。</p> <p>従業員及び雇用に関する資料として、休業、解雇又は退職に関する労働協約、就業規則、その他の雇用契約に係る書類等を調査する。</p> <p>社債の繰上償還により生ずる損失の調査、廃止後における転業、廃業等について調査する。</p>
② 営業規模縮小補償	<p>営業規模縮小補償に係る調査事項</p>	<p>営業用固定資産及び流動資産に関する資料、従業員及び雇用に関する資料を調査する。（営業廃止と同様）</p> <p>資本の過剰遊休化及び経営効率低下により通常生ずる損失額の認定に必要な資料として、商品の単位当たりの生産費又は販売費等の増大分（単位当たりの経費増）を調査する。</p> <p>当該企業及び同種同程度の企業の損益分岐点比率を調査する。</p> <p>○損益分岐点売上高 = 固定費 / { 1 - (変動費 / 売上高) }</p> <p>○損益分岐点比率 = (損益分岐点売上高 / 売上高) × 100</p>

区 分	事 項	内 容
		<p>固定費：直接労務費、間接労務費、福利厚生費、賄費、減価償却費、賃借料、保険料、修繕費、光熱水道料、旅費、交通費、その他製造経費、通信費、支払運賃、荷造費、消耗品、広告宣伝費、交際接待費、役員給料手当、事務員・販売員給料手当、支払利息・割引料、租税公課、その他販売管理費。</p> <p>変動費：直接材料費、買入れ部品費、外注工費、間接材料費、その他直接経費、重油等燃料費。</p> <p>本店、支店がある場合は本・支店の関連度を調査する。</p> <p>従業員比、売上高比、面積比、生産高比、給与（人件費）等により縮小率を調査する。</p>
基本添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 営業調査総括表</li> <li>② 事業概況説明書</li> <li>③ 確定申告書（写）</li> <li>④ 損益計算書</li> <li>⑤ 貸借対照表</li> <li>⑥ 登記簿（法人・商業）の写し</li> <li>⑦ 固定資産台帳の写し</li> <li>⑧ 従業員調査表</li> </ul>	<p style="text-align: right;">（仕様書様式14号の1、2）</p> <p>個人の場合は、営業概況書とする。</p> <p>勘定科目内訳説明書（写）も添付する。</p> <p>個人の場合は、営業概況書とする。総勘定元帳（写）等とする。</p> <p>個人の場合は、営業概況書とする。総勘定元帳（写）等とする。</p> <p style="text-align: right;">（仕様書様式14号の3）</p>
付属添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 売場及び工場配置図</li> <li>② 設備、機械器具調査表</li> <li>③ 生産及び販売実績調査表</li> <li>④ 受注又は顧客動向調査表</li> <li>⑤ 在庫率及び回転率調査表</li> <li>⑥ 得意先喪失調査表</li> <li>⑦ 移転広告費調査表</li> <li>⑧ 営業の権利調査表</li> <li>⑨ 固定資産及び流動資産調査表</li> <li>⑩ 仕入先調査表</li> </ul>	<p style="text-align: right;">（仕様書様式14号の4）</p>

## Ⅱ 営業補償金額算定

区 分	事 項	内 容
補償種別事項 ① 営業休止補償	① 休業期間の認定	休業を必要とする期間は当該営業に供されている建物の移転期間とする。ただし準備期間を必要とする場合は移転工事期間の前後に加算することができる。
	② 収益（所得）減の補償	収益（所得）減の補償額 ＝年間の認定収益（所得）額×1／12か月×補償月数
	③ 得意先損失の補償	得意先損失の補償 得意先損失補償額 ＝従前の1か月の売上高×売上減少率×限界利益率 売上減少率 別添1による 限界利益率 (固定費+利益)÷売上高 限界利益率については、個々の営業実態、営業実績に基づき算出するものとし、固定費の認定は、費用分解基準一覧表（別添2）によるものとする。 また、業種別算定（様式第4号-1、第4号-2、第4号-3、第4号-4）を使用して、限界利益率を算出する場合は、{(売上高-変動費)÷売上高}とすることができるものとする。 ただし、個々の企業ごとに限界利益率を算出することが困難な場合には、中小企業の原価指標によるものとする。具体的には、白色申告等で帳簿等が未整備で費用分解が困難な場合等が考えられる。
	④ 固定的経費の補償	固定的経費の補償額 ＝固定的経費認定額×補償期間 「固定的経費の認定のための判断基準の制定について」（平成25年3月28日付け国土用第90号土地・建設産業局地価調査課長通知）により算定するものとする。
	⑤ 従業員に対する休業（人件費）の補償	従業員に対する休業手当相当額は、休業期間中に対応する平均賃金の100分の80を標準として当該賃金の100分の60から100分の100までの範囲内で適正に定めた額とする。 平均賃金の認定は、従業員調査表（賃金台帳）損益計算書、確定申告書及び青色申告書等の資料により認定する。
	⑥ 商品、仕掛品等の減損の補償	商品、仕掛品等の移転に伴う減損については、損害保険会社、同業組合等の専門家の見積り、又は当該業種の運送を専門的にしている業者の見積りにより算定するものとする。 (参考資料) 「普通倉庫保管料率表」日本倉庫協会 長時間の営業休止に伴う商品、仕掛品等の減損については、保管に伴う経費増として倉庫業者による保管料の見積りにより算定する。 保管することが不可能なもの及び保管することにより商品価値を失うものについては、費用価格（仕入賃及び加工賃等）の50パーセントを標準として、売却損を算定する。
	⑦ 移転広告費・開店	地域の慣行、当該営業所の業種・規模及び商圈の範囲等を考慮して

	祝費等の補償	算定する。
--	--------	-------

区 分	事 項	内 容
		1) 移転広告費 a. 移転広告費 $= (\text{広告枚数} \times \text{印刷・用紙代} + \text{諸経費}) \times \text{回数}$ b. 移転通知費 $= \text{移転通知先数} \times \text{印刷葉書代} + \text{諸経費}$ 2) 開店費用 a. 開店祝費 $= (\text{招待状の印刷・封書代} + \text{酒肴代} + \text{記念品} + \text{諸経費}) \times \text{招待客数}$ b. 粗品費 $= \text{粗品代} \times \text{顧客数}$ c. 捨て看板費 $= \text{本数} \times \text{単価}$ d. その他の費用 法令上の手続き及びその他の諸経費、野立看板の書き替えに要する費用、営業用自動車の車体文字の書き替えに要する費用。 なお、移転広告費等の各種補償項目については根拠書類（見積り等）を添付するものとする。
	⑧ 仮営業所を設置して営業を継続する場合の補償	1) 仮営業所の設置に要する費用 a. 借入れる場合 設置費用 $= \text{仮営業期間中の賃借料相当額} + \text{仮営業所の賃借に通常必要とする費用}$ b. 建設する場合 設置費用 $= \text{地代相当額} + \text{仮設建設費} + \text{解体除却費} - \text{発生材価格}$ 2) 仮営業所であるための収益減の補償 仮営業所を設置する場所的条件、人件費、減価償却費の過剰遊休化による収益の圧迫及び仕入市場と販売市場の変化に伴う運搬費等の経費増の額。 3) 仮営業所の位置の変更による得意先喪失の補償 営業所の位置の変更による得意先喪失額 4) 営業所の移転に伴う通常生ずる損失補償 仮営業所への移転に伴う商品、仕入品等の減損額及び仮営業所に仮移転するための移転通知費等。 該当工法の費用比較を行うものとする。
	⑨ 費用比較	
② 営業廃止補償	① 営業権等の補償	1) 営業権の取引事例がある場合 補償額 = 正常な取引価格 2) 営業権の取引事例がない場合

$$\text{補償額} = R / r$$

区 分	事 項	内 容
	<p>② 資産、商品、仕掛品等の売却損等の補償</p> <p>③ その他資本に関して通常生ずる損失の補償</p> <p>④ 解雇予告手当相当額の補償</p> <p>⑤ 転業期間中の休業手当相当額の補償</p> <p>⑥ その他労働に関し</p>	<p>R : 年間超過収益 (所得) 額 r : 年利率</p> <p>1) 営業用固定資産の売却損の補償</p> <p>a. 現実に売却し得る資産 (機械、器具、備品等) 補償額 (売却損) = 現在価格 - 売却価格 現在価格 50 パーセントを標準とする。</p> <p>b. 解体せざるを得ない状況にある資産 (屋内、納屋、設備等) 補償額 (売却損) = 現在価格 + 解体費 - 処分価格 (発生材処分価格)</p> <p>c. スクラップとしての価値しかない資産 (償却済の機械、器具、備品等) 補償額 (売却損) = 現在価格 - スクラップ価格</p> <p>2) 営業用流動資産の売却損の補償 補償額 (売却損) = 費用価格 (仕入費及び加工費等) - 実売価格 費用価格の 50 パーセントを標準とする。</p> <p>営業を廃止するために、社債の繰り上げ償還を行う必要がある場合に発生する損失、契約の解約に伴う違約金又は精算法人に要する諸経費等が認められる場合に算定する。</p> <p>従業員に対して30日前に解雇予告ができない場合に、その損失を補償する。 補償額 = 労働基準法第20条第1項に基づく額 なお、平均賃金は、労働基準法第12条第1項に規程する平均賃金を標準とする。</p> <p>営業を廃止することに伴い転業することが相当であると認められる場合で、従前の営業と新たな営業の種類、規模及び当該地域における労働力の需給関係等により従業員の全部又は一部を継続して雇用する必要があるときは、転業に通常要する期間中の休業手当相当額を算定する。 補償額 = 平均賃金 × (80/100を標準として60/100~100/100の間の率) × 転業期間 転業期間は、事業主が従来の営業を廃止して新たな営業を開始するために通常必要とする期間で、その時期の社会的・経済的状況、営業地の状況、従前の営業の種類及び内容等を考慮して6か月ないし1年の範囲で認定する。</p> <p>帰郷旅費相当額 (労働基準法第64条の規定による。) 転業期間中に</p>

	て通常生ずる損失額	事業主に課せられる法定福利費相当額（雇用保険料、社会保険料、健
--	-----------	---------------------------------

区 分	事 項	内 容
	の補償	康保険料等）等を実態に応じて算定する。
	⑦ 転業期間中の従前の収益(所得)額の補償	収益（所得）額の補償 ＝年間の設定収益（所得）額×転業に通常必要とする期間（2年以内）
	⑧ 離職者補償	営業を廃止して解雇する従業員に対して、再就職に通常必要とする期間について従前の所得相当額を補償する。 補償の対象者は常勤及び臨時雇のうち雇用契約の更新により1年を超える期間は実質的に継続して同一事業主に雇用された者とする。 補償額＝賃金日額×補償日数－雇用保険相当額 賃金日額は、算定時前6か月以内に被補償者に支払われた雇用保険法第4条第4項に規定する賃金の総額を、その期間の総日数で除した額の80/100を標準として60/100から100/100の範囲以内で適正に定めた額とする。 補償日数は、50才以上の常勤は1年とし、臨時雇及び50才未満の常勤については、その者の雇用条件、勤続期間、年令、当該地域における労働力を考慮して、1年の範囲内で適正に定めた日数とする。 雇用保険相当額は、雇用保険金受給資格者について、勤続年数や年令等を考慮して受給予定額を算定する。 営業廃止補償の同項目と同様とする。
③ 営業規模縮小補償	① 営業用固定資産の売却損の補償	同 上
	② 解雇予告手当相当額の補償	同 上
	③ 転業期間中の休業手当相当額の補償	同 上
	④ 営業規模の縮小率の認定	営業用施設の減少の割合が営業規模の縮小と相関関係にあると判断される業種にあつては次式を参考にして認定する。  営業規模の縮小率＝1－(縮小後の面積等/縮小前の面積等)  営業用施設等の縮小率と売上高との相関関係が低いと判断される業種にあつては、営業の内容、規模等実態を考慮して認定する。
	⑤ その他資本及び労働の過剰遊休化による損失の補償	a. 資本の過剰遊休化の損失の補償の場合 補償額＝(固定的経費×縮小率－売却した資産に関する固定的経費)×補償期間  b. 労働の過剰遊休化の損失の補償の場合 補償額＝(従業員手当相当額×縮小率－解雇する従業員の従業員手当相当額)×補償期間
	⑥ 経営効率低下による損失の補償	補償額＝認定収益（所得）額×縮小率×補償期間

⑦ 離職者補償	営業廃止補償の同項と同様とする。
---------	------------------

区 分	事 項	内 容
基本添付書類	① 営業補償金額総括表	(様式第2号)
	② 事業所及び営業概況書	
	③ 営業補償方法認定書	
	④ 移転工法別経済比較表	(様式第3号)
	⑤ 認定収益額算定表	(様式第4号)
付属添付書類	① 固定的経費内訳表	(様式第5号-1)
	② 固定的経費付属明細表	(様式第5号-2)
	③ 固定資産の売却損補償内訳表	(様式第6号)
	④ 人件費内訳表	(様式第7号)
	⑤ 移転広告費内訳表	(様式第8号)
	⑥ 移転工程表	
	⑦ 損益計算書	(様式第9号)

(1) 製 造 業

業種分類 No.	業種内容				法人・個人
資本金	千円	年間売上高	千円	売上減少率	／100 全従業員数 名

区分	勘定科目	金額	科目の内容	備考	
(A) 売上高	① 売上高	円			
	② △売上値引等				
	③ 雑収入			収益認定の際に計上できるもの	
	計				
(B) 製品売上原価	(a) 材料費	① 期首材料棚卸高			
		② 材料仕入高			
		③ △期末材料棚卸高			
		計			
	(b) 人件費	① 雑給			臨時職員の賃金・給与
		計			
	(c) 経費	① 特許権利使用料			
		② 外注加工費			
		③ 動力・光熱費			
		④ 運搬費			外注運賃、自社車両費(燃料・修繕費を含む。)
		⑤ 消耗品費			消耗工具・器具を含む。
		計			
		変動費合計 {(a)+(b)+(c)}			
		(d) 総製造費用			
		(e) 製品売上原価			
(C) 商品売上原価	① 期首商品棚卸高				
	② 商品仕入高				
	③ △仕入値引等				
	④ 期末商品棚卸高				
	計				
(D) 販売費・一般管理費	① 容器包装費			荷造材料費を含む。	
	② 発送配達費			荷造運搬費、車両燃料費、修繕費を含む。	
	③ 販売促進費			販売手数料、見本費を含む。	
	④ 雑給			臨時職員の賃金・給与	
	⑤ 外注費				
	計				

(1) 製品売上原価

- ① 製造原価のなかの総製造費用（材料費、人件費、経費）を固定費と変動費に分解する。

$$\frac{\text{変動費}}{\text{総製造費用}} = \frac{\quad}{\quad} = \boxed{\text{(E)} \quad \% \quad (\text{変動費率})}$$

(注) 総製造費用 = 材料費 + 人件費 + 経費

- ② 製品売上原価のなかの変動費

$$\text{変動費} = \text{製品売上原価} \times \text{変動費率}$$

$$= \text{(e)} \times \text{(E)} = \boxed{\text{(F)} \quad \text{円}}$$

(注) 製品売上原価 = 期首製品棚卸高 + 当期製品製造原価 - 期末製品棚卸高

(2) 商品売上原価

$$\text{変動費} = \text{商品売上原価} = \boxed{\text{(C)} \quad \text{円}}$$

- (3) 販売費・一般管理費及び営業外費用のなかから変動費を抽出する。

$$\text{変動費} = \boxed{\text{(D)} \quad \text{円}}$$

(4) 限界利益率

$$\frac{\text{売上高} - \text{変動費}}{\text{売上高}} = \frac{\text{(A)} - \{ \text{(F)} + \text{(C)} + \text{(D)} \}}{\text{(A)}}$$

$$= \quad = \quad \%$$

$$\boxed{\text{限界利益率} \quad \%}$$

(5) 得意先喪失補償額

$$\text{従前1カ月の売上高} \times \text{売上減少率} \times \text{限界利益率}$$

=

=

$$\boxed{\text{得意先喪失補償額} \quad \text{円}}$$

(2) 卸・小売業

業種分類(卸・小) Na		業種内容			法人・個人		
資本金	千円	年間売上高	千円	売上減少率	／100	全従業員数	名
区分	勘定科目	金額	科目の内容	備考			
(A) 売上高	① 売上高	円					
	② △売上値引等			売上戻り、返品戻りを含む。			
	③ 雑収入			収益認定の際に計上できるもの			
	計						
(B) 売上原価	① 期首商品棚卸高						
	② 商品仕入高						
	③ △仕入値引等			仕入戻し、返品戻しを含む。			
	④ △期末商品棚卸高						
	計						
(C) 販売費・一般管理費	① 容器包装費			荷造材料費			
	② 発送配達費			荷造・運搬費、車両費、燃料費			
	③ 販売促進費			販売手数料・見本費			
	④ 雑給			臨時職員の賃金・給与			
	⑤ 外注費						
	⑥ 保管料						
	⑦ 保険料			商品保険料			
	計						
(D)	変動費合計 (B) + (C)						

(1) 限界利益率

$$\frac{\text{売上高} - \text{変動費}}{\text{売上高}} = \frac{(A) - (D)}{(A)} = \frac{\quad}{\quad} =$$

限界利益率            %

(2) 得意先喪失補償額

従前1カ月の売上高 × 売上減少率 × 限界利益率

= 得意先喪失補償額            円

(3) 飲食・サービス業

業種分類(飲・サ) No.		業種内容			法人・個人		
資本金	千円	年間売上高	千円	売上減少率	／100	全従業員数	名
区分	勘定科目	金額	科目の内容	備考			
(A) 売上高	① 売上高	円					
	② △売上値引等			売上戻り、返品戻りを含む。			
	③ 雑収入			収益認定の際に計上できるもの			
	計						
(B) 売上原価	① 期首商品高 (材料)棚卸高						
	② 商品(材料) 仕入高						
	③ △仕入値引等			仕入戻し、返品戻しを含む。			
	④ △期末商品高 (材料)棚卸高						
	計						
(C) 販売費・ 一般管理費	① 容器包装費			荷造材料費を含む。			
	② 発送配達費			荷造・運搬費			
	③ 販売促進費			販売手数料・見本費			
	④ 雑給			臨時職員の賃金・給与			
	⑤ 水道光熱費						
	⑥ 外注費						
	計						
(D) 変動費合計	{ (B) + (C) }						

(1) 限界利益率

$$\frac{\text{売上高} - \text{変動費}}{\text{売上高}} = \frac{(A) - (D)}{(A)} = \frac{\quad}{\quad} =$$

限界利益率                    %

(2) 得意先喪失補償額

従前1カ月の売上高 × 売上減少率 × 限界利益率

=

得意先喪失補償額                    円

(4) 建設業

業種分類 No.	業種内容			法人・個人		
資本金	千円	年間売上高	千円	売上減少率 /100	全従業員数	名

区分	勘定科目	金額	科目の内容	備考
(A) 売上高	① 売上高	円		
	② △売上値引等			
	③ 雑収入			収益認定の際に計上できるもの
	計			
(B) 工事原価	① 材料費			
	② 仮設経費			仮設材賃借料、仮設損料、仮設損耗費等
	③ 機械等経費			機械等賃借料、機械等損料、機械等運搬費等
	④ 外注費			労務下請をしている場合の賃金を含む。
	⑤ 動力用水光熱費			電力、ガス、石油等の費用及び計器類の損料。現場の事務・管理の経費
	⑥ 設計費			外注設計料、社内の設計費の負担額
	⑦ 運搬費			現場関係の運送諸経費、自社車両費を含む。
	⑧ 労務費			現場における直接作業に対する労務者の賃金、割増金、現物給与等
	計			
(C) 販売費・一般管理費	① 容器包装費			荷造材料費を含む。
	② 発送配達費			荷造運搬費、車両燃料費、修繕費を含む。
	③ 販売促進費			販売手数料・見本費を含む。
	④ 雑給			臨時職員の賃金・給与
	⑤ 外注費			
	計			
(D) 変動費合計 { (B) + (C) }				

(1) 限界利益率

$$\frac{\text{売上高} - \text{変動費}}{\text{売上高}} = \frac{(A) - (D)}{(A)} = \frac{\quad}{\quad} =$$

限界利益率 %

(2) 得意先喪失補償額

従前1カ月の売上高 × 売上減少率 × 限界利益率

= 得意先喪失補償額 円

## 営業補償金額総括表

補償項目	計	算	式	補償金額	摘要
休業期間中の 収益減補償額				円	
得意先喪失に伴う 損失補償額				円	
固定的経費の 補償額				円	
休業（人件費） 補償額				円	
移転広告費				円	
その他の				円	
補償費合計				円	

(注) 1 営業廃止、営業規模縮少の補償額の算定に当っては、本表に準じて作成すること。

移転工法別経済比較表

項目 工法	建 物	工 作 物	通 損	業 管	計
移 築					
再 建					

認定収益額算定表

科	目	金	額	摘	要
	營業利益				
①	營業利益				
	營業外利益				
②	雜収入				
③					
④	+				
⑤	+				
	營業外費用				
⑥	支払利息				
⑦	割引料				
⑧	+				
⑨	-				
⑩	事業税等				
⑪	+				









移転広告費内訳表

項目	単位	員数	単位	金額	摘要
移転通知書	枚				はがき代 印刷 諸経費
移転・開店 広告費	枚				閉店 開店 枚 枚
開店祝費	人				祝費 記念品
計					



売上減少率表（1か月間の売上高を100とする）

大分類	符号	分類	構外移転	構外移転 (休業あり)	構内移転 (休業あり)
製造業	1	自主的な生産活動を行い、全国を商圏とする大企業	15	15	(10) 10
	2	主として受注状況等によって生産し、特定地域を商圏とする中小企業	85	120	(50) 100
	3	主として発注者の計画に従って生産し、限定的取引先を有する中小企業	115	205	(100) 190
	4	主として受注状況等によって生産する極めて小さい企業（零細、家内工業）	95	125	(50) 100
建設業	5	大・中規模の総合建設業	35	40	(10) 30
	6	その他の建設業（工務店、設備工事業、杭打業、さく泉（井）業）及び塗装店、畳店、その他これに類する業種	90	105	(40) 80
卸売業	7	特定地区（問屋街）にあるもの及び店頭販売を主としている卸売業	90	100	(30) 60
	8	店頭以外の販売を主としている卸売業	45	50	(10) 30
小売業	9	飲食料品、日用品、雑貨等の最寄品を主として販売する小売業及び製造販売業（生鮮食品、一般食品等の食料、弁当惣菜類、医薬品、化粧品、文具、書籍、陶磁器等）	145	155	(50) 90
	10	衣料品、身回品等の買回品を主として販売する小売業（紳士服、婦人服、子供服、呉服、和装品、寝具、鞆、靴、袋物、アクセサリ）	110	125	(40) 80
	11	家具、電気、レコード店等の専門店を主として販売する小売業（ホームセンター、インテリア、スポーツ用品、時計、メガネ、自動車販売）	90	100	(30) 60
飲食店業	12	大衆食堂等の食事を主としている飲食店業（うどん、そば、中華そば、レストラン、すし屋、お好み焼等）	160	170	(60) 100
	13	スナック、酒場等の飲食を主としている飲食店業（バー、喫茶店、小料理店等）	80	85	(30) 50
	14	料亭等の比較的高級の飲食店業	45	50	(10) 30
サービス業	15	環境衛生、宿泊、娯楽に関するサービス業、その他これに類する業種（理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業、旅館、ホテル、パチンコ店等）	110	125	(40) 80
	16	事務所を構えて営業を行うサービス業、その他これに類する業種（会計・経理事務所、弁護士事務所、不動産仲介業、広告代理業、司法書士、行政書士等）	80	140	(70) 130
	17	機械整備に関するサービス業、その他これに類する業種（自動車整備業、機械整備業等）	70	75	(30) 50
	18	医療、健康、保健衛生に関するサービス業、その他これに類する業種（医院、マッサージ師等）	120	130	(40) 70

大分類	符号	分 類	構外移転	構外移転 (休業あり)	構内移転 (休業あり)
サービス業	19	ガソリンスタンド、洗車場業、その他これに類する業種	110	125	(40) 80
	20	その他のサービス業	75	80	(20) 40

注1 この表における「構外移転」とは、店舗等を構外再築工法により移転することを想定したものであり、店舗等の移転、開店（業）の準備期間の休業は含まれているものである。

注2 この表における「構外移転（休業あり）」とは、店舗等を構外再築工法により移転をし、かつ、機械設備等の移設が生じるため、長期の休業（おおむね1ヶ月を超える休業をいう。以下同じ。）を伴う場合を想定したものである。

注3 この表における「構内移転（休業あり）」とは、同一敷地内で現在店舗等に使用されている建物を撤去し、同一敷地内に店舗等を再築又は改造等を行い、かつ、長期の休業を伴う場合を場合を想定したものである。  
なお、短期の休業（おおむね1ヶ月以下の休業をいう。）の場合には（ ）内の率を適用するものとする。

注4 その他

イ 塾、各種学校その他本表を直ちに適用できない業種については、実情により別途適正に売上減少率を定めるものとする。

ロ 地域性、又は地名度等により本表により難しい場合には実情により適正に補正することができるものとする。

費用分解基準一覧表

番号	勘定科目	科目の内容	限界利益の認定に係る変動費(×)固定費(○)						備考
			製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
1	売上高								
	① 総売上高								
	② 売上値引								
	売上戻り高								
	返品戻り高								
	③ 雑収入	作業屑、貯蔵品、原材料の処分屑等 リベート受取保険料							
2	売上原価								
	① 期首商品棚卸高		×		×	×	×	×	
	② 商品仕入高		×		×	×	×	×	仕入運賃を含む。
	③ 仕入値引		×		×	×	×	×	商品の返品戻しを含む。
	仕入戻し高		×		×	×	×	×	
	④ 期末商品棚卸高		×		×	×	×	×	
3	製造原価								
	① 期首材料棚卸高		×				×		
	② 材料仕入高		×				×		材料の引取費用、材料副費を含む。
	③ 期末材料棚卸高		×				×		
	④ 賃金		○						
	⑤ 賞与		○						引当金の繰入、戻入は除く。
	⑥ 雑給		×						臨時雇員に対する臨時的な賃金、給与
	⑦ 法定福利費		○						
	⑧ 厚生費		○						
	⑨ 特許権利使用料		×						
	⑩ 試験研究費		○						
	⑪ 退職金		○						引当金の繰入、戻入は除く。
	⑫ 外注加工費		×						
	⑬ 電力費 ガス、水道代	動力費 光熱費	×						基本料金は除く。
	⑭ 運搬費		×						外注運賃、自社車両費(燃料費、修繕費)を含む。
	⑮ 減価償却費		○						
	⑯ 修繕費		○						
	⑰ 租税公課		○						
	⑱ 賃借料	不動産賃借料機械等 リース、レンタル料	○						
	⑲ 保険料		○						

番号	勘定科目	科目の内容	限界利益の認定に係る変動費(×)固定費(○)						備考
			製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
	㉔	消耗品費	×						工場・事務用消耗品、消耗工具・器具を含む。
	㉕	旅費	○						
	㉖	交通費	○						
	㉗	通信費	○						
	㉘	保管料	○						
	㉙	雑費	○						
4		工事原価 (建設業)							
	①	材料費		×					
	②	仮設経費		×					仮設材賃借料、仮設損料、仮設損耗費等
	③	機械等経費		×					機械等賃借料、機械等損料機械等運搬費等
	④	退職金		○					現場従業員に対するもの
	⑤	外注費		×					労務下請をしている場合の賃金を含む。
	⑥	動力用水光熱費		×					電力、ガス、水道、石油等の費用及び計器類損料。現場の事務、管理で使用した経費
	⑦	労務管理費		○					労務者の募集、解散の費用作業用具、作業用被服、宿舍用品等
	⑧	設計費		×					外注設計料及び社内の設計費の負担額
	⑨	運搬費		×					材料費、機械等経費に含まれるものを除く現場関係の運送諸経費。自社車両費を含む。
	⑩	地代家賃		○					現場で使用する土地、建物等の賃借料
	⑪	事務用消耗品費		○					
	⑫	通信交通費		○					
	⑬	交際費		○					
	⑭	補償費		○					道路、河川、隣接物の毀損等に対する補償費の額
	⑮	労務費		×					現場における直接作業に対する労務者の賃金、割増金現物給与等
	⑯	租税公課		○					現場において賦課される固定資産税、自動車税等
	⑰	保険料		○					現場において賦課される火災保険料、自動車保険料
	⑱	現場従業員給料手当		○					現場に従事する従業員の給料手当、賞与、賃金等(労務者の賃金等は含まず)
	⑲	法定福利費		○					現場において賦課される社会保険料、労災保険料共済組合掛金等
	⑳	福利厚生費		○					現場従業員に対する福利厚生費、贈費
	㉑	雑費		○					

番号	勘定科目	科目の内容	限界利益の認定に係る変動費(×)固定費(○)						備考
			製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
5	販売費・一般管理費								
①	販売員給与		○	○	○	○			
②	販売員旅費		○	○	○	○			
③	広告宣伝費		○	○	○	○	○	○	
④	容器包装費		×	×	×	×	×	×	荷造材料費を含む。
⑤	発送配達費	外注運搬費 荷自社車両	×	×	×	×	×	×	車両燃料費、修繕費を含む。
⑥	販売促進費		×	×	×	×	×	×	販売手数料、見本費を含む。
⑦	役員報酬		○	○	○	○	○	○	
⑧	事務員給与		○	○	○	○	○	○	
⑨	雑給		×	×	×	×	×	×	臨時雇員に対する臨時的賃金給与
⑩	従業員賞与		○	○	○	○	○	○	引当金の繰入・戻入は除く。
⑪	退職金		○	○	○	○	○	○	引当金の繰入・戻入は除く。
⑫	減価償却費		○	○	○	○	○	○	
⑬	地代・家賃		○	○	○	○	○	○	不動産賃借料、事務用機械車両等のレンタル料、リース料を含む。
⑭	修繕費		○	○	○	○	○	○	
⑮	事務用消耗品費		○	○	○	○	○	○	
⑯	通信交通費		○	○	○	○	○	○	
⑰	水道光熱費		○	○	○	○	×	×	
⑱	租税公課		○	○	○	○	○	○	
⑲	寄付金		○	○	○	○	○	○	
⑳	外注費		×	×	×	×	×	×	
㉑	保管料		/	/	×	×	/	/	
㉒	接待交際費		○	○	○	○	○	○	
㉓	保険料		○	○	○	○	○	○	
㉔	備品・消耗品費		○	○	○	○	○	○	
㉕	法定福利費		○	○	○	○	○	○	
㉖	厚生費		○	○	○	○	○	○	
㉗	管理諸費		○	○	○	○	○	○	顧問料等の専門家費用
㉘	試験研究費		○	○	○	○	○	○	
㉙	諸会費		○	○	○	○	○	○	
㉚	組合費		○	○	○	○	○	○	
㉛	図書費		○	○	○	○	○	○	
㉜	雑費		○	○	○	○	○	○	
6	営業外費用								
①	支払利息割引料	借入金利息 手形割引 社債利息	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	

注1. 費用分解にあたり、個人営業の場合には必要経費中に自家労働の評価額は含まないものとする。なお、個人営業と事実上ほとんど差のない法人営業については、個人営業の場合と同様に取り扱うことができるものとする。

2. 貸倒償却、繰延資産の償却は除く。



国土用第90号  
平成25年3月28日

中部地方整備局用地部長 殿

土地・建設産業局  
地価調査課長



固定的経費の認定のための判断基準の制定について

標記について、別添のとおり制定し、平成25年4月1日から適用することとしたので、通知する。

なお、土地等の権利者等と損失の補償等について協議中のものについては、なお従前の例によることができるものとする。



別添

国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（平成15年8月5日国総国調第57号国土交通事務次官通知）第33第1項（2）の各号に掲げる固定的経費の認定のための判断基準については、下表のとおり定めるものとする。

○ 固定的経費として補償できるもの △ 実情に応じて固定的経費として補償できるもの × 固定的経費として補償できないもの				
番号	項目	細目	認定可否	判断基準
①	公租公課			
	1) 国税	所得税・法人税	×	所得税・法人税は、収益に応じて課税される税であるため、固定的経費としない。
		登録免許税	×	登録免許税は、登記、登録、特許、免許等をするときに課税されるもので、そのときの必要に応じて支出される費用であるため、固定的経費としない。
		印紙税	×	印紙税は、契約書等の一定の文書の作成に伴って課税されるもので、登録免許税と同じく固定的経費としない。
自動車重量税		○	自動車重量税は、自動車と軽自動車に対して課され、自動車を新規登録または新規届出した時や、継続検査や構造等変更検査を受け、車検証または届出済証の交付を受ける際に課税される。なお、課税期間については自動車の種別・用途により1年から3年と異なっているため、損金経理されるのは交付を受ける事業年度に支出された額となる。 したがって、収益減補償の算定の過程で控除されること及び車両を保有している以上必要な経費であることから、損金	

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
				経理されている自動車重量税を固定的経費とする。
	2) 地方税	都道府県民税 ・市町村民税	△	都道府県民税・市町村民税の税務上の取扱いとしては、法人税法では損金経理を認めているが所得税法では認めていない。法人については、法人税額を課税標準として一定率を課税する法人税割と資本金等の額により課税される均等割があるが、法人税割は収益関連税であるため、固定的経費としないが、均等割については損金経理がされている場合、毎年継続して一定額が課税されるものであるため、固定的経費とする。(損益計算書内で「一般管理費及び販売費」に算入されている場合、法人税割については収益として加算する。)
		事業税	×	事業税は、税務上、必要経費として損金経理することが認められているが、収益に応じて課税される税であるため、固定的経費としない。(損益計算書内で「一般管理費及び販売費」に算入されている場合には収益として加算する。)
		不動産取得税	×	不動産取得税は、不動産を取得した者に対して課税されるものであり、そのときの必要に応じて支出される費用であるため、固定的経費としない。
		自動車税	○	自動車税は、自動車の所有者に対して課税されるもので、営業の休止に関係なく自動車の所有者に対し固定して発生する費用であるため、固定的経費とする。
		軽自動車税	○	軽自動車税は、自動車税と同じく軽自動車の所有者に対して課税されるもので

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
				あるため、固定的経費とする。
		固定資産税	○	固定資産税は、土地、建物等の償却資産の所有者に対して、賦課期日（1月1日）をもって課税されるもので、毎年継続して発生する費用であるため、固定的経費とする。
		都市計画税	○	都市計画税は、都市計画区域内の土地及び建物の所有者に対して課税するもので、固定資産税と同じく毎年継続して発生する費用であるため、固定的経費とする。
②	基本料金			
		電気・ガス・水道	△	電気・ガス・水道の基本料金は、休業期間中も継続して支出が予測されるものであるため、固定的経費とする。 ただし、休業期間が長期にわたり、不要と判断される場合には、固定的経費としない。
		電話等	△	固定電話の基本料は、休業期間中も解約しないことが一般的であるので、基本料を固定的経費とするが、休業期間が長期にわたる場合で電話局に一時預けることが適当と認められるときは、必要となる局預け工事費（別途補償を行うこと）及び基本料のうち、回線使用料（基本料）を固定的経費とする。また、携帯電話及びインターネット等の基本料についても、休業期間中に解約することは一般的ではないことから固定的経費とする。 ただし、休業期間が長期にわたり、不要と判断される場合及び携帯電話の附加機能である定額通信料等のオプション料金のうち不要と判断される（解約、再契

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
				約をすることで料金体系上不利となる場合を除く) 場合は、固定的経費としない。
③	減価償却費及び維持管理費	有形固定資産	△	<p>建物、構築物及び機械装置等を「有形固定資産」という。これらの資産は、土地を除き時の経過又は使用することにより、摩耗、劣化及び損傷し、やがて耐用年数満了により利用不能となり廃棄される。その際、資産の取得から廃棄までの期間が1会計期間(1ヶ年)以内であれば、その期の費用となるが、その期間が数年にわたる場合は、その資産の耐用年数を見積もり、その総償却額を各年度に割当てることが行われることになる(これを「減価償却」といい、一般に定額法又は定率法を用いて行われる。)。減価償却は、本来、期間損益計算を正しく行うための会計処理の手続で、資産が存する限り営業を休止するしないにかかわらず企業が負担すべき費用である。</p> <p>したがって、全ての減価償却費は期間損益計算のための会計処理の手段であることから、減価償却費については全額を固定的経費とする。</p> <p>ただし、休業期間中に、対象物が存続しない期間が生じるときは、固定的経費としない。</p>
		無形固定資産	○	<p>営業権、借地権、特許権、意匠権、商標権及びソフトウェア等を「無形固定資産」といい、借地権を除き、残存価額をゼロにして直接償却により定額法を用いて償却することとなっている。無形固定資産も有形固定資産と同じように期間損</p>

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
				<p>益計算を正しく行うためのものであり、営業を休止するしないにかかわらず企業が負担すべき費用であるから、固定的経費とする。</p>
		繰延資産	△	<p>繰延資産とは、創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費の5つがあり、科目により期間は若干異なるが、企業会計上は定額法により償却しなければならない。そのため、固定資産と同じように減価償却をすることとなっている繰延資産は、損益計算上では、通常、営業外損益の部で取扱われ、収益額の認定の過程では、本来の営業活動に関係がないことから考慮外となる。</p> <p>ただし、本来の営業活動に関し売上高に直接的な影響をもつ経常費用として損金経理した開発費等については、固定的経費とする。</p>
		修繕費	×	<p>修繕費は、通常の維持管理及び修理にかかる費用で軽微な費用の支出をいい、その効果が1会計期間（1ヶ年）以内に消滅するものである。また、費用の支出が一定額を超え資産の価値を増し耐用年数を延長するものについては、資本的支出となり減価償却の対象となるため、耐用年数に応じて償却しなければならない。</p> <p>したがって、修繕費については、休業期間中は営業をしていないため、建物及び機械等の修理をする必要はなく、固定的経費としない。</p>
		保守料	○	<p>施設警備料、ウイルスソフトライセンス更新料等で企業が所有する機器等の保守点検等のため休業期間中も継続的に支出される費用については、固定的経費と</p>

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
				する。
④	土地・建物等の賃借料			
		土地・建物等の賃借料	△	<p>借地、借家等の賃借料については、直接の移転対象となる建物等も含め、休業期間中も継続して賃借し、賃借料を支払うことが一般的である場合は、固定的経費とする。</p> <p>ただし、営業を行う上で不要と判断されるものや一時的、臨時的なものについては、固定的経費としない。</p>
⑤	機械器具賃借料		△	<p>電算機、コピー機等の機械器具の賃借料は、年間契約により休業期間中も継続して賃借する必要があるものは、固定的経費とする。ただし、契約を解約できるものや一時的、臨時的なものについては、固定的経費としない。</p>
⑥	借入金利子			
		借入金利子	△	<p>借入金については、長期と短期のものがあり、返済期日が当該決算期日の翌日から1年以上のものを「長期借入金」といい、工場や土地などの固定資産を購入する際など会社の成長のための投資をする場合に発生することが多く、長期的な計画により返済が行われる借入金であり、休業期間中も継続して支出される経費である。一方、1年未満のものを「短期借入金」といい、短期間の資金繰りに使用する場合などが多く、流動的な借入金であり、休業期間中に返済したり、借入内容を変更することが可能である。</p> <p>以上のことから、返済期日が当該決算</p>

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
				期日の翌日から 1 年以上のものについては固定的経費とし、1 年未満のものについては固定的経費としない。
		割引料	×	割引料は、銀行等に手形を割引いたときに支払う一定の利息であり、営業上の取引関係から必要に応じてその都度発生する費用であり、営業休止中は営業取引は行われないので、固定的経費としない。
⑦	法定福利費		○	法定福利費は、健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険、船員保険等で企業が法律により負担する費用であり、毎年固定して支出されるものであるため、固定的経費とする。
⑧	福利厚生費	親睦補助費	△	<p>毎年定期的に行われる社員旅行に企業が一定額を必要経費として負担している場合等であれば、每期継続して支出される費用であるので、固定的経費とする。</p> <p>しかし、会議費のように不定期に発生する費用については、固定的経費としない。</p>
		賄費等	△	<p>企業が所有する寄宿舍・寮に関連して支出される管理人の給料、食堂の賄費、電気・ガス等の基本料金等で企業がその一部を負担しているもので、休業期間中も継続して費用の支出が予測されるものについては、固定的経費とする。</p> <p>しかし、別途管理料等の名目で寮費等を徴収している場合があるので、この場合は固定的経費としない。</p> <p>また、企業が購入し社員に貸与する作業着や制服等にかかる費用で、毎年継続</p>

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
				的に支出される費用については、固定的経費とする。なお、残業時の夜食代等は、不定期に発生する費用で継続性がないことから、固定的経費としない。
		保健医療費	△	<p>毎年定期的に行われる健康診断に企業が一定額を必要経費として負担している場合は、定期的に支出される費用であるので固定的経費とする。</p> <p>しかし、医薬品等の定期性、継続性のない費用については、固定的経費としない。</p>
		祝金等	△	<p>祝金等で、必要に応じて不定期に支出される臨時的な費用については、固定的経費としない。</p> <p>ただし、毎年行われている創業記念、永年勤続記念等の費用については、固定的経費とする。</p>
		施設管理費	△	<p>企業が管理する診療所、理容室、美容室、娯楽施設、浴場に関して企業がその施設の従業員の給料や電気、ガス等の維持管理費を負担している場合、休業期間中も施設を維持し、継続して費用を負担することが予測される場合は、固定的経費とする。</p>
⑨	広告宣伝費			
		看板、新聞等	△	<p>看板（屋上看板、野立看板、町内案内看板、電柱看板、浴場看板）、業界新聞、業界雑誌及び年間契約等により継続して広告している一般 PR 雑誌等で、休業期間も継続して支出が予測されるものについては、固定的経費とする。</p> <p>しかし、捨て看板等の継続性のない臨</p>

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
				時的に支出されるものについては、固定的経費としない。
		チラシ等	△	<p>チラシ、PR 用品、景品等に要する費用については、そのときの必要に応じて支出される臨時的な費用であるため、固定的経費としない。</p> <p>ただし、広告用カレンダー、広告用手帳等で、毎年継続して広告のために支出される費用については、固定的経費とする。</p>
⑩	保険料			
		火災保険料	△	<p>建物、設備及び商品等に掛ける保険料については、目的物が存在する限り休業期間中も負担する費用であるため、損金経理されている保険料を固定的経費とする。</p> <p>ただし、休業期間中に、保険の対象物が存続しない期間が生じるときは、固定的経費としない。</p>
		自動車保険	○	<p>自動車損害賠償責任保険も任意の自動車保険も共に、保険の目的物である自動車が存在する限り休業期間中も負担する費用であるため、損金経理されている自動車保険料を固定的経費とする。</p>
		生命保険	○	<p>法定福利費以外に企業が社員のために掛けている生命保険等で、継続して企業が費用を負担しているものであれば、固定的経費とする。</p>
⑪	諸会費		△	<p>同業組合、連合会、商店会、工業会、納税協会等の諸会費については、休業期間中も継続して支出が予測される費用で</p>

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
				<p>あるため、固定的経費とする。また、町会費については、一見営業に関係ないように見えるが、継続して支出している場合は、固定的経費として取り扱う。</p> <p>ただし、企業の本来の業務に関係のない加入者相互間のみの親睦をはかる費用、例えば、親睦会費、ゴルフ会費等については、固定的経費としない。</p>
⑫	定期刊行物等		△	<p>研究用、参考用等の目的で業界誌、専門紙や統計資料等の定期刊行物を継続して購入している場合がある。これらのものは、継続して購入することが業務上意義があり、休業期間中も継続して費用の支出が予測されるものについては、固定的経費とする。</p> <p>しかし、休業期間中に継続して購入する必要がない日刊新聞、雑誌等については、固定的経費としない。</p>
⑬	顧問料		△	<p>税理士及び公認会計士に対する会計事務処理の依頼及び顧問弁護士に対する報酬額等で、契約により継続して費用の支出が予想されるものについては、固定的経費とする。</p> <p>しかし、必要に応じて支出される興信所調査料、コンサルタント料、不動産鑑定報酬料等については、固定的経費としない。</p>
⑭	賞与			
		従業員賞与	○	<p>従業員の賞与については、利益の配分的要素が強いものの、社会的に慣習化されたものであり、企業会計上も経常経費として計上されているものであるため、固定的経費とする。</p>

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
		役員賞与	△	<p>役員の賞与については、会社法上、役員給与として税務上の損金算入が厳しく制限されているが、税務署への届出や事前の株主総会等での決議要件を満たすことを条件に、役員賞与の損金算入が認められる。</p> <p>したがって、役員の賞与が損金経理されている場合については、固定的経費とする。</p>